

熊本県橋梁詳細点検業務委託積算要領（案）
【2 巡目以降点検用】

令和3年（2021年）4月

熊本県土木部 道路都市局 道路整備課

熊本県橋梁詳細点検業務委託積算要領（案）～詳細点検（近接目視）

1. 適用範囲

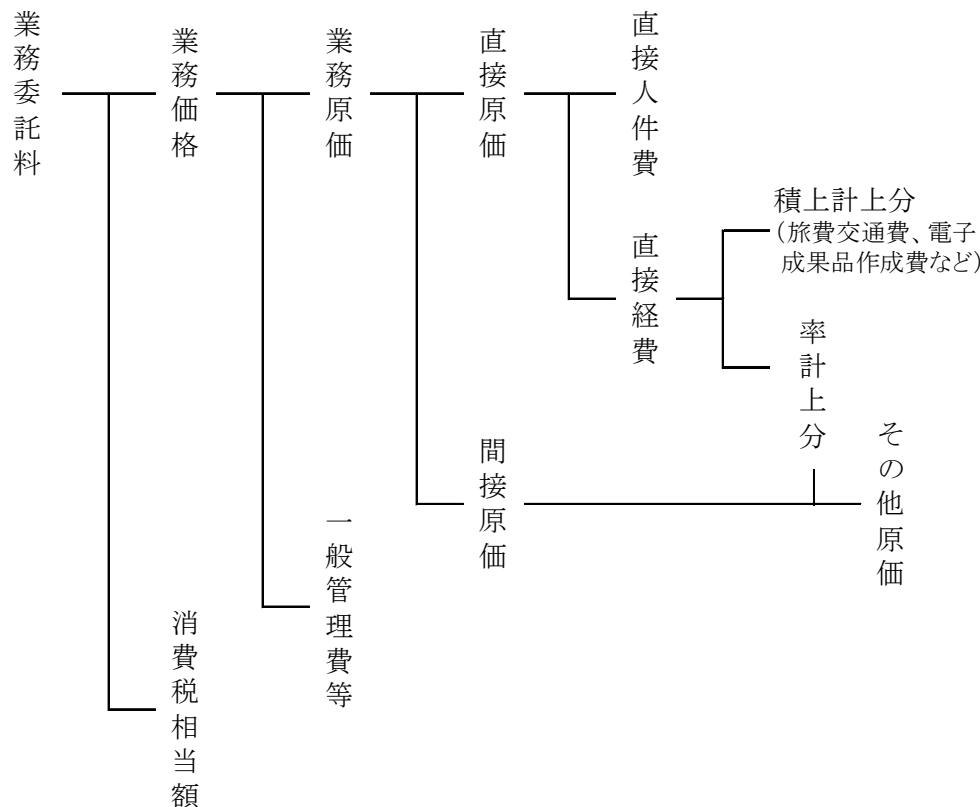
この積算要領は、熊本県土木部道路都市局道路整備課が作成した「熊本県橋梁点検マニュアル（案）令和３年３月改訂」に基づき実施する詳細点検（近接目視）について、２巡目以降の定期点検業務を建設コンサルタント等に発注する場合に適用する。

なお、本積算要領は、１巡目の道路橋の定期点検業務には適用しないものとし、１巡目の定期点検を行う橋梁については「熊本県橋梁詳細点検業務委託積算要領（案）【初回点検用】令和３年（２０２１年）４月」によるものとする。また、本積算要領は、一般的な溝橋、桁橋、床版橋などで徒歩、梯子、橋梁点検車、高所作業車にて点検する橋梁に適用するものとする。トラス橋、アーチ橋、吊構造を有する橋、その他特殊な構造の橋梁には適用しない。

2. 橋梁点検等業務委託費の構成

積算体系

○積算手法における業務委託料の構成



3. 業務内容

(1) 計画準備

業務計画書作成、現地踏査、及び関係機関との協議資料作成等を行う。また、橋梁点検調書作成システムへの更新データの登録及び点検用ワークシートの出力作業などの準備作業を行う。

1) 業務計画書作成

業務計画書及び、詳細な橋梁毎の点検計画となる実施計画書の作成及び関連資料等の収集を行う。実施計画書等の作成にあたっては、既存の定期点検の記録等を活用して実施するものとする。

2) 現地踏査

定期点検に先立って現地踏査を行い、設計図書との現地確認程度を行う。橋梁の諸元、立地環境、交通状況、交通規制の要否、路下状況、点検手段等の確認については、既存の定期点検の記録等の情報を活用するものとする。

3) 関係機関との協議資料作成

定期点検において必要な関係機関との協議用資料、説明用資料の作成及び必要な資料等の収集を行う。これらの資料作成等にあたっては、既存の定期点検時に作成した協議資料等を活用して実施するものとする。

(2) 橋梁点検

橋梁の定期点検を熊本県橋梁点検マニュアル（案）により、近接目視（部材に触れる程度の範囲）にて実施する。

点検内容は、点検準備、点検作業、移動作業、点検結果の記録、後片付けとする。また、必要に応じて橋梁台帳の記載事項を補完するための現地計測を行う。

作業については、既存の定期点検及び健全性の診断結果の記録等を活用して行う。

(3) 橋梁診断および診断書作成

点検結果を受けて診断書を作成する業務であり、点検結果の照査・確認、点検対象部材の部材単位での健全性の診断と橋梁毎の健全性の診断、主要な損傷に対する所見および損傷に対する処方の記録（概算工事費含む）、発注者への報告を行う。

(4) 報告書作成

橋梁点検調書作成システムを利用して報告書を作成する業務であり、点検結果のデータ入力、橋梁一般図・損傷図等の作成、各種帳票の印刷・まとめを行う。

報告書には、橋梁一般図・損傷図等の S F C データ、点検時の損傷写真データ jpeg の納品を含むものとする。また、点検表記録様式（国土交通省報告様式）の作成についても含むものとし、作成にあたっては、最新の様式データを使用して行う。

これらの報告書作成にあたっては、既存の定期点検の記録等を活用して行う。

(5) 協議打合せ

打合せは、業務着手時、各作業の中で主要な区切りの時点及び成果品納入時に行う。

1) 業務着手時

業務計画書をもとに、点検方法、点検内容等の打合せを行い、併せて既存資料等の貸与を行う。

2) 中間打合せ

現地踏査終了時あるいは現地での点検終了時等の区切りにおいて、中間打合せを1回行うことを標準とする。中間打合せが2回以上必要な場合は、その回数について計上する。

3) 成果品納入時

成果品のとりまとめが完了した時点で打合せを行うものとする。

4. 直接人件費

(1) 計画準備

(10橋当たり)

	直接人件費					備 考
	主任技師	技師(A)	技師(B)	技師(C)	技術員	
計画準備		0.50	1.50	2.00		

- (注) 1. 2巡目以降の定期点検業務に適用する。
 2. 既存の定期点検の記録等を活用して計画する。
 3. 現地踏査や関係機関協議など外業の移動時間を含む。
 4. 現地踏査にあたっては、既存の定期点検の記録等の情報を活用する。また、関係機関協議の資料作成等は、既存の定期点検時に作成した協議資料等を活用する。

(2) 橋梁点検

1, boxタイプ

(1,000m2当たり)

	直接人件費					備 考
	主任技師	技師(A)	技師(B)	技師(C)	技術員	
地上		0.50		1.00	3.00	

2, 橋長15m未満

(1,000m2当たり)

	直接人件費					備 考
	主任技師	技師(A)	技師(B)	技師(C)	技術員	
地上		1.00		2.00	4.00	

3, 橋長15m以上

(1,000m2当たり)

	直接人件費					備 考
	主任技師	技師(A)	技師(B)	技師(C)	技術員	
地上		1.00		3.00	5.00	

※調査面積(m2) A = 橋長×全幅員(地覆外縁間距離)

- (注) 1. 2巡目以降の定期点検業務に適用する。
 2. 橋梁点検車を使用する場合は、別途、「機械経費」を計上のこと。
 3. 仮設備(足場等近接手段)の必要がある場合は、別途、「仮設費」を計上のこと。
 4. 既存の定期点検及び健全性の診断結果の記録等を活用して実施する。
 5. 橋梁間の移動時間、台帳補完のための現地計測を含む。

(3) 橋梁診断および診断書作成

1, boxタイプ

(10橋当たり)

	直接人件費					備 考
	主任技師	技師(A)	技師(B)	技師(C)	技術員	
橋梁診断等	0.20	0.50	0.50	1.00		

2, 橋長15m未満

(10橋当たり)

	直接人件費					備 考
	主任技師	技師(A)	技師(B)	技師(C)	技術員	
橋梁診断等	0.50	1.00	1.00	1.00		

3, 橋長15m以上

(10橋当たり)

	直接人件費					備 考
	主任技師	技師(A)	技師(B)	技師(C)	技術員	
橋梁診断等	0.50	1.50	2.00	2.00		

(注) 1. 2巡目以降の定期点検業務に適用する。

(4) 報告書作成

1, boxタイプ

(1,000m2当たり)

	直接人件費					備 考
	主任技師	技師(A)	技師(B)	技師(C)	技術員	
報告書作成	0.30	1.50	2.00	2.00		

2, 橋長15m未満

(1,000m2当たり)

	直接人件費					備 考
	主任技師	技師(A)	技師(B)	技師(C)	技術員	
報告書作成	0.50	1.00	1.50	1.50		

3, 橋長15m以上

(1,000m2当たり)

	直接人件費					備 考
	主任技師	技師(A)	技師(B)	技師(C)	技術員	
報告書作成	0.50	1.00	1.50	2.00		

※調査面積(m2) A = 橋長×全幅員(地覆外縁間距離)

(注) 1. 2巡目以降の定期点検業務に適用する。

(5) 協議打合せ

(1業務当たり)

	直接人件費					備 考
	主任技師	技師(A)	技師(B)	技師(C)	技術員	
業務着手時	0.50		0.50			
中間打合せ			0.50	0.50		1回当たり
成果品納入時	0.50		0.50			

(注) 1. 中間打合せは1業務当たり1回を標準とし、業務内容を勘案して追加することができる。

5. 直接経費

5.1 機械経費

橋梁点検車 運転一日当たり単価表

名称	規格	単位	数量	備考
運転手	一般運転手	人	1.0	
燃料費	軽油	L		日当り稼働時間(T) × 4.6 (L/h)
橋梁点検車 賃料	BT-200	日	1.4	
諸経費		式	1	

※橋梁点検車以外の機械（リフト車、ゴンドラ、船舶など）を使用する必要がある場合は、別途、機械運転経費等を計上するものとする。

※橋梁点検車BT-110はBT-200と同等とみなす。

橋梁点検車 作業日数 (10橋当り)

橋長 (m)	橋梁点検車
	作業日数
15 未満	5.0
15 以上 20 以下	8.0
20 を超え 30 以下	10.0
30 を超え 50 以下	15.0
50 を超え 80 以下	25.0
80 を超え 100 以下	30.0
100 を超える	35.0

橋梁点検車 日当り稼働時間 (T)

橋長 (m)	橋梁点検車
	日当り稼働時間 (h/日)
15 未満	5.9
15 以上 20 以下	6.0
20 を超え 30 以下	6.1
30 を超え 50 以下	6.2
50 を超え 80 以下	6.3
80 を超え 100 以下	6.4
100 を超える	6.5

※橋梁間の移動時間を含む。

5.2 その他

上記以外の直接経費（旅費交通費、電子成果品作成費等）は、別途定める設計・調査及び測量業務積算基準及び標準歩掛に準じる。

6. その他原価及び一般管理費等

別途、定める設計・調査及び測量業務積算基準及び標準歩掛に準じる。

7. その他

詳細点検要領の改訂履歴

H18年12月 熊本県定期点検歩掛策定

H20年 8 月 点検マニュアル改訂（H20. 7）に伴う歩掛改訂

- ・点検 → 定期点検、詳細点検に区分

H23年12月 委託業務積算体系改訂に伴う歩掛及び諸経費の改定

- ・技術経费率、諸経费率 → α 、 β

H25年 8 月 点検マニュアル改訂（H25. 6）に伴う改訂

- ・マニュアル適用年度をH20. 7 → H25. 8への変更

H27年 4 月 点検マニュアル改定（H27. 3）及び歩掛（一般管理費等の割合）
改定に伴う改訂

- ・マニュアル適用年度をH25. 8 → H27. 3へ変更
- ・ β （一般管理費等の割合）30% → 35%へ変更

R02年 2 月 2 巡目以降点検に用いる歩掛策定
(熊本県機械経費歩掛及び単価策定)

R03年 4 月 点検マニュアル改訂（R3. 3）に伴う改訂

- ・マニュアル適用年度をH27. 3 → R3. 3への変更

参考資料

直接経費の単価は下記を参考とする。

名称	単位	数量	単価	備考
橋梁点検車BT-400 賃料	人/日	1	41,000円	オペレーター（昼間）
	台/日	1	559,000円	リース料金（昼間）
	台/日	1	594,000円	リース料金（夜間）
	台/日	1	2,000円	トータルリスクサポート料（出庫日数分）
	台/回	1	2,000円	基本管理料（初回のみ）
	台/回	1	99,300円	回送費片道（福岡～宇城地域振興局管内）
	台/回	1	68,500円	回送費片道（福岡～玉名地域振興局管内）
	台/回	1	74,800円	回送費片道（福岡～鹿本地域振興局管内）
	台/回	1	80,900円	回送費片道（福岡～県北広域本部管内）
	台/回	1	106,000円	回送費片道（福岡～阿蘇地域振興局管内）
	台/回	1	106,000円	回送費片道（福岡～上益城地域振興局管内）
	台/回	1	114,000円	回送費片道（福岡～県南広域本部管内）
	台/回	1	125,000円	回送費片道（福岡～芦北地域振興局管内）
	台/回	1	138,000円	回送費片道（福岡～球磨地域振興局管内）
	台/回	1	138,000円	回送費片道（福岡～天草広域本部管内）
橋梁点検車GC-200 賃料	人/日	1	41,000円	オペレーター（昼間）
	台/日	1	221,000円	リース料金（昼間）
	台/日	1	223,000円	リース料金（夜間）
	台/日	1	2,000円	トータルリスクサポート料（出庫日数分）
	台/回	1	11,200円	基本管理料（初回のみ）
	台/回	1	56,500円	回送費片道（福岡～宇城地域振興局管内）
	台/回	1	36,400円	回送費片道（福岡～玉名地域振興局管内）
	台/回	1	39,900円	回送費片道（福岡～鹿本地域振興局管内）
	台/回	1	44,700円	回送費片道（福岡～県北広域本部管内）
	台/回	1	61,100円	回送費片道（福岡～阿蘇地域振興局管内）
	台/回	1	61,100円	回送費片道（福岡～上益城地域振興局管内）
	台/回	1	65,300円	回送費片道（福岡～県南広域本部管内）
	台/回	1	73,100円	回送費片道（福岡～芦北地域振興局管内）
	台/回	1	80,900円	回送費片道（福岡～球磨地域振興局管内）
	台/回	1	80,900円	回送費片道（福岡～天草広域本部管内）
ロープアクセス単価	人/日	1	46,200円	主任特殊高所技術者
	人/日	1	38,000円	特殊高所技術者

※オペレーターの宿泊費が必要な場合は、設計・調査及び測量業務積算基準及び標準歩掛に準じる。

※上記単価に燃料費は含まない。